

医政発 0331 第 121 号
令和 7 年 3 月 31 日

補助事業者 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

死因究明拠点整備モデル事業の実施について

標記については、別紙「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」により行い、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

死因究明拠点整備モデル事業実施要綱

1. 目 的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和6年7月5日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は以下のとおりとする。なお、事業目的の達成に必要があるときは事業を委託することができる。

- (1) 検案・解剖拠点モデル事業・・・都道府県又は大学
- (2) 薬毒物検査拠点モデル事業・・・大学

3. 事業内容

(1) 検案・解剖拠点モデル事業

地域における公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等を推進するための取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。なお、具体的には以下のような取組を想定しているが、詳細は地域の状況に応じ実施するものとする。

(取組の具体イメージ)

- ・都道府県警察、法医学教室、地元医師会等の地域における死因究明に取り組む関係者と連携・協力の上、都道府県知事部局等に死因究明拠点を設置する。
- ・上記関係者の協力を得ながら、検案医をリスト化するとともに、事業実施に必要な人材（解剖医等）や遺体搬送等の手段を予め確保の上、事業に協力可能な警察署単位で公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等を実施する。
- ・承諾解剖の実施方針を作成し、関係者に共有することにより、承諾解剖の必要な事例の明確化を図る。
- ・死因究明拠点を大学に置く場合であっても、都道府県知事部局が遺体搬送の在り方の検討や、遺体搬送業者の選定・契約を行う。
- ・遺族と検案医に対しアンケート調査を実施する。
- ・大学医学部と連携し、法医学解剖に係る解剖見学を実施するなど、可能な範囲で医学教育との連携を図る。
- ・実施した解剖等の結果については、原則、厚生労働省が整備している解剖・死亡時画像診断全国データベースシステムへ登録し、データの蓄積を行う。
- ・本モデル事業後の財源確保策や収支均衡の方策を検討する。

(2) 薬毒物検査拠点モデル事業

薬毒物検査の充実・加速化を図るための取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。なお、具体的には以下のような取組を想定しているが、詳細は地域の状況に応じ実施するものとする。

(取組の具体イメージ)

- ・都道府県警察、検案医等の地域における薬毒物検査に取り組む関係者と連携・協力の上、大学法医学教室内に薬毒物検査拠点を設置し、事業に協力可能な検案医からの検査依頼を対象に薬毒物検査を実施する。
- ・検査実施にあたり、検案医は遺族に対し、本事業への協力や検査の同意を取得した上で、検体の採取や拠点へ検査依頼を行う（これらを警察が行わないこと。また、関係者との連携により同意の取得等を別の者が実施することも可能）。
- ・他大学との連携により検査可能な薬毒物の拡大やコスト削減を検討する。
- ・可能な範囲で、近隣県の検案医からの検査依頼にも対応するなど、広域的な薬毒物検査を実施する。
- ・特定の薬物・化合物については、可能な範囲で全国的な検査依頼の受け入れを行う。
- ・本モデル事業後の収支均衡のための適切な検査料金等を検討する。

4. 実施要件

(1) 検案・解剖拠点モデル事業

拠点に求められる要件

- ・関係者（都道府県知事部局、都道府県警察、法医学教室、地元医師会等）間における緊密な連携・協力関係が存在していること。
- ・リスト化を行う検案医については、公衆衛生等の観点から適切に必要な検査を行うことができ、解剖が必要な場合にはその必要性を遺族や法医学教室に説明できるとともに、法医学教室等と十分な連携が可能な者であること（ただし、関係者との連携により一部の検査等を別の者が実施することも可能）。更に、厚生労働省が日本医師会に委託の上実施している、死体検案講習会及び死亡時画像読影技術等向上研修を修了している者であることが望ましい。また、検案医のリスト化を行うにあたっては、地域の検案医との連携・協力関係を構築していること（地域の検案医との連携・協力に加えて、法医学教室等の検案医と連携・協力することも可能。）。
- ・十分な事業実施期間が確保される見込みであること。
- ・継続的な体制構築ができるよう、本事業の補助期間終了後の財源確保の方法等について関係者間において検討がなされている、若しくは本事業期間中に検討する予定があること。
- ・過去、本事業の補助を受けた事業者が引き続き補助を受けようとする場合は、過去の取組の課題に対する改善策を実施するとともに、事業終了後の継

継続的な体制構築に向けた行動をしていること。

- ・2か年度以上、本事業の補助を受けた事業者が引き続き補助を受けようとする場合は、少なくとも2か年度ごとに新しい取組を追加する等、事業内容の充実及び発展させること。
- ・実施した取組を全国的に展開できるよう、事業の成果を報告書として作成し国に提出する。

(2) 薬毒物検査拠点モデル事業

拠点に求められる要件

- ・関係者（法医学教室、都道府県警察、検案医等）間における緊密な連携・協力関係が存在していること。
- ・薬毒物検査にかかる専門知識を有する教員が在籍していること。
- ・基本的な薬毒物分析装置・データベースが整備されていること。
- ・薬毒物検査の検査実績を有していること。
- ・十分な事業実施期間が確保される見込みであること。
- ・継続的な体制構築ができるよう、本事業の補助期間終了後の財源確保の方法等について関係者間において検討がなされている、若しくは本事業期間中に検討する予定があること。
- ・過去に本事業の補助を受けた事業者が引き続き補助を受けようとする場合は、過去の取組の課題に対する改善策を実施するとともに、事業終了後の継続的な体制構築に向けた行動をしていること。
- ・2か年度以上、本事業の補助を受けた事業者が引き続き補助を受けようとする場合は、少なくとも2か年度ごとに新しい取組を追加する等、事業内容を充実・発展させること。
- ・実施した取組を全国的に展開できるよう、事業の成果を報告書として作成し国に提出する。

5. 事業の採択及び実施状況報告について

(1) 事業を実施する者は、別に定める公募要領により応募すること。提案された事業について、厚生労働省による事前の審査を経て採否を決定するものとする。

(2) 事業の実施にあたっては、厚生労働省との緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であることから、事業を採択された者は、事業の実施体制、実施状況を厚生労働省へ逐次報告すること。

6. 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護

を十分に遵守させるように指導しなければならない。

7. 費用

本事業に要する費用について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

8. 留意事項

- (1) 本事業の対象となるご遺体は、警察等が取り扱った死体のうち「刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）」、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）」に基づくものとして解剖が行われなかった死体であること。
- (2) 死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）第 8 条第 1 項に基づき監察医を置く地域については、本事業の対象外とする。
- (3) 本事業は、遺族等の感情に十分配慮した上で実施すること。
- (4) 検体を郵送する際には梱包方法や必要な手続きなど事前に配送業者に確認の上、適切に取り扱うこと。